

「漢文教授ニ関スル調査報告」における普通文の影響について
 ——「文法上許容スベキ事項」との対照を通して——

佐川 繭子

序言

現在の漢文訓読の規範となっている「漢文教授ニ関スル調査報告」(明治四十五年¹、文部省。以下、適宜「漢文調査報告」と称する)は、大島晃によれば「学校教育の必要からその基準をまとめたもので、国語教育の普及・発達に伴ってそれとの調和を図ろうとし」たものである。²「国語教育」には様々な要素が含まれるが、本稿では文体という観点から考察を行う。

明治期は、日本語の書き言葉が意識的に作られた時代である。人々の試行錯誤や錬成を経て、言文一致体がその地位を得るが、その過程で明治時代の文語文というものが作られた。³その文語文は普通文とも呼ばれたが、漢文訓読を基盤としながら、漢文そのものからは独立して行われた。そのような普通文の普及が、かえって漢文の訓読に影響した可能性はないのだろうか。これが、本稿における問いである。漢文をその源流とする普通文に対して、漢文訓読への干渉を考えるとという視点は

本末転倒である印象を与えよう。しかし、普通文が漢文に影響されながらも日本語の文体として書かれているならば、そこで生じた変化が逆に同時代の漢文訓読に影響を与える可能性自体は否定することができないのではなからうか。

そこで、本稿では普通文に見られる破格や誤謬とされる文法を許容した、「文法上許容スベキ事項」(明治三十八年文部省告示第五百十八号。以下、「許容事項」と称する)を用いて、そこに見られる文法が「漢文調査報告」に現れているのか否かについて考察する。

ここで、先行研究について述べておく。これまで、「漢文調査報告」については訓読の史的変遷という観点からの研究がなされており、普通文との関りについては論じられていない。また、「許容事項」と訓読との関係について論じたものとしては、国語調査委員会編『現行普通文法改定案調査報告之一』(明治三十九年、国語調査委員会。以下、「普通文法調査報告」と称する)や、羅工洙⁵、佐藤進⁶の研究がある。「普通文法調査報告」

については後述するが、多数の用例を集めて語法の史的変遷を論じたものであり、⁷⁾ 訓点資料も用いられている。羅は、明治三十年代の漢文教科書や明治期の『論語』諸本の訓点を調査する中で「許容事項」の用例も取り上げている。佐藤は、「許容事項」の各事項について訓読との比較を行っているが、「普通文法調査報告」は踏まえていない。

改めて、本稿で用いる普通文という語について述べておく。普通文という語は明治初期から見えるが、それが指す文体は使用者やその時期により様々である。日本語学会編『日本語学大辞典』⁸⁾の「普通文」の項には、「文部省が『小学校令施行規則』(一九〇〇)において「近易ナル普通文」という用語を用い、その文語文の用法を「文法上許容スベキ事項」(一九〇五)として整理するとともに、『尋常小学読本』(第一・二期国定読本、一九〇四・一九一〇)において実例が示されるに及び、普通文が標準的な明治文語文の呼称として定着した」とあり、本稿ではこれを参照して「許容事項」等に見られる文体、当時の公用文に見られる文体を普通文と称する。言文一致体が成立していく過程で、普通文と称されるようになった文語文と言うことができる。

一、「漢文教授二関スル調査報告」と普通文

「漢文教授二関スル調査報告」は、明治四十五年三月二十九日に公表された(『官報』第八六三〇号彙報)。報告者は服部宇之吉他十名、「句読点」「返点」「添仮名」「読法」「句読法以下諸則適用ノ例」(以下、「適用ノ例」と略す)から構成される。多数の例文を挙げているが、送りがなが付されている例文は、「添仮名法」「読方」および「適用ノ例」に限られる。その上、「添仮名法」「読方」で示される添仮名は、例文全体に渉るのではなく、各項目に該当する箇所のみである。そのような体例上、「漢文調査報告」の用例の少なさは否めないのであるが、それでも明示されている個所について普通文と比較することは可能であると判断する。

まず、「漢文調査報告」そのものと普通文との関りについて考えておきたい。

(一)『送仮名法』および芳賀矢一『明治文典』に見る普通文

「漢文調査報告」自体が普通文で書かれているが、その他に国語との関係を明示するのは、「添仮名法」の文言である。その第一に、

送仮名ハ左ノ三項ノ場合ヲ除ク外ハ国語調査委員会ニテ定メタル送仮名法ノ本則ニ準拠ス

とある。そこで、この『送仮名法』について概観しておく。国語調査委員会は、明治三十五年四月に任命され、『送仮名法』は明治四十年に公表された。国語調査委員会発足後の同年七月にその調査方針が決議されており（『官報』第五六九九号彙報）、その四件のうち二件目に、

文章ハ言文一致体ヲ採用スルコトトシ是ニ関スル調査ヲ為スコト

とある。⁹⁾ また、「普通教育ニ於ケル目下ノ急ニ応センカタメニ左ノ事項ニ就キテ別ニ調査スル所アラントス」として、

- 二 現行普通文体ノ整理ニ就キテ
- 三 書簡文其他日常慣用スル特殊ノ文体ニ就キテ

ともある。将来的な言文一致体の採用を見据えつつ、現行文体の整理を行うことを定めたのである。二の「現行普通文体ノ整理」の成果が「文法上許容スベキ事項」であるとされるが、『送仮名法』の例言に、

本法ハ現行普通文ヲ標準トシテ規定シタルモノニシテ書翰

文、口語文ニハ之ニ準ジテ、多少ノ斟酌ヲ要スベシ。本法ハ普通ノ漢字ニツキテ大体ノ法則ヲ定メタルニ過ギザルヲ以テ、本法ノ及バザルところハ、句読点、傍訓、仮名書等便宜ノ方法ニヨルモノトス。

とあるのによれば、『送仮名法』もその整理の産物であると考えられる。例言で、「現行普通文」と「書翰文、口語文」とを区別していることから、『送仮名法』が上引の二に対応していることは明らかである。

ここで、国語調査委員会における送仮名調査の経緯について述べると、文化庁編『国語施策百年史』¹⁰⁾によれば、明治三十九年度の重要案件に「送仮名法」とあり、それに先立つ同三十五年四月から翌年七月までの議案に「送仮名法案」「送仮名法ニ関スル特別委員修正案（渡部重之介外四特別委員）」「送仮名法修正案（委員 芳賀矢一）」とあり、同時期の参考書類に「送仮名法起草ニツキテ取リツクル方針」「送仮名法案（補助委員 岡田正美）」「送仮名法起草ニツキテ取リツクル方針（補助委員 岡田正美）」「送仮名法別案（主査委員 芳賀矢一）」とある。また、『送仮名法』の調査担当者は芳賀矢一とされる。¹¹⁾

さて、整理が必要とみなされた「現行普通文」とは、どのような文体であったのだろうか。形成途上にあつたともいえる当時の文章（文語文）について、『送仮名法』を担当した芳賀矢

一は、明治三十九年「漢文の羈絆を脱せよ」¹²において、次のように述べている。

今日の文体は大体からいへば、漢文を直訳した様なものである。漢文を訓読して、テニハを仮名で書いた様なものである。あらゆる修辭上の工夫も漢文から得て来たものである。テニハを約めて、文字を顛倒して漢字だけを書きあらはす事にすれば、些しの手間で漢文に直すことが出来るのが多い。

これによれば、当時の普通文は漢文訓読体と非常に近い文体であったことが認められる。その事実を確認できる資料が、芳賀が編纂した『中等教科明治文典』（明治三十七年初版、富山房）である。その「編纂の主旨」二には、次のようにある。¹³

文部省教授要目に於ては初三年級迄は現行文に関する文法を課すべしといへり。……上は詔勅法令より、下は新聞雜誌の論説に至るまで、明治時代には自ら明治時代の文体あり。生徒に課する作文も亦常に之を標準となさざるべからず。……本書は……なるべく今文に適切なる法則を授くるを主として、文例も亦、概して平易なる漢字交り文より採れり。文章法に於ても亦、今文の構造を説くを主眼とせ

り。

ここからは、『明治文典』が当時の現代文である普通文を扱ったテキストであることが理解される。¹⁴そこで、「平易なる漢字交り文」の例として、「練習一、左の文につきて名詞を指摘せよ」を見てみよう。

- (イ) 日西に没し、月東に出づ。
- (ロ) 牛は哺乳獸なり。
- (ハ) 豊臣秀吉は尾張国愛知郡中村の人なり。
- (ニ) 壮年に及び独立の生涯を営むに至りて、新聞紙を發行したり。
- (ホ) 学を修め、業を習ひ、智能を啓発し、徳器を成就す。
- (ヘ) 青は藍より出でて、藍よりも青し。
- (ト) 月落ち烏啼きて霜天に満つ。
- (チ) 心に驕なきとき人を敬ふ。心に迷なきときは人を咎めず。

九つの文のうち二つが漢文由来である。¹⁵『明治文典』には、この頁以降にも漢文を漢字かな交りに直した例文が散見している。

次に、『送仮名法』の例文を見てみると、第一則「漢字ヲ以

テ活用語（動詞、形容詞、助動詞）ヲ書キアラハストキハ、語尾ノ活用スル部分ヲ送仮名トナスベシ」の例外規定に、

除外一 也ノ終止形、候ノ連体形、終止形ニハ送ラズ。

(例) 朝二道ヲ聞イテ、夕ニ死ストモ可也。

コレハ諸国一見ノ僧ニテ候。

除外三 日ハハヲ送ラズ。

(例) 孔子曰ク仁者ハ山ヲ樂シムト。

とあり、やはり漢文の書き下し文に相当する例文が挙げられている¹⁷。これら『明治文典』『送仮名法』の例文からは、漢文を漢字かな交りで書き表した文章（漢文直訳）が普通文に包摂されていることが認められる。芳賀の『明治文典』は、明治四十五年までは出版が確認され、「漢文調査報告」が発表された当ても普通文と漢文直訳との関係は同様であったと考えられる。

その後、普通文は衰退していくが、普通文は漢文訓読の形で現代にまで伝えられたと言うことができよう。

(二) 服部宇之吉と普通文

次に、「漢文調査報告」の担当者である服部宇之吉の普通文

利用について考えたい。

服部の著述は多数あり、悉皆調査は行っていないが、「漢文調査報告」以前ものは普通文で書かれているようである。そこで、服部の普通文も「許容事項」との関りを考える参考資料としたい。「漢文調査報告」以前に発表された著書のうち、次世代デジタルライブラリーによる全文検索が可能で、かつ専門書である『清国通考』第一篇（明治三十八年、三省堂）を用いることにする。

管見では、服部が言文一致体（口語体）を用い始めたのは、昭和初期のようである。大正期に発表されている講演録の類はすでに口語文で書かれており、服部自身が書いたものと区別しがたいものもあるが、「孔子と知天命」（『斯文』九・九、昭和二年九月）あたりから口語文を採用している。同年の『孔夫子の話』（十二月、京文社）は一般読者を対象としているためか、序文からすでに口語文、かつ総ルビで表記されている。他方では、専門書である『佚存書目』（昭和八年四月、服部宇之吉）は、序文、凡例、本文中の解説すべて普通文である。ただし、その序文には句読点がなく、凡例・解説には句読点があるという別がある。また、晩年に書かれた『儒教倫理概論』（昭和十六年、富山房²¹）は、本文は口語文で書かれているが、序文は句読点のない普通文である。参考までに、同年の土居光知「句読点に就いて」（『文藝』十月号）には、当時の文章について

「法律の條文、公文書、官報の文章等には句読点を附けぬことが普通である。手紙の文章に句読点を附けては失礼にならう。最近では新聞の雜報欄にも句読点が殆ど用ひられなくなりつつある。法律の條文、公文書等に句読点がないのはこれらの文章に威嚴を保たしめるためであろう」と見える。⁽²²⁾これに拠れば、当時、句読点のない文は公用性を示していたようであり、序文の格式とでもいう点でも興味深いが、本稿ではこれ以上立ち入らないでおく。

なお、服部が国語調査委員会の委員に任命されたのは、明治四十四年四月十三日である（『官報』第八三四〇号）。

二、「文法上許容スベキ事項」および『現行普通文法改定案調査報告之一』について

(一)「文法上許容スベキ事項」について

「許容事項」は、明治三十八年十二月二日に文部省告示第百五十八号として発表された（『官報』第六七八二号）。その冒頭に「教科書ノ検定又ハ編纂ニ関シ文法上許容スヘキ事項ヲ定ムルコト左ノ如シ」とあり、最後の「理由書」に

国語文法トシテ今日ノ教育社会ニ承認セララルモノハ徳川時代国学者ノ研究ニ基キ専ラ中古語ノ法則ニ準拠シタルモ

ノナリ然レドモ之ニノミ依リテ今日ノ普通文ヲ律センハ言語変遷ノ理法ヲ輕視スルノ嫌アルノミナラスコレマデ破格又ハ誤謬トシテ斥ケラレタルモノト雖モ中古語中ニハ其用例ヲ認メ得ベキモノ尠シトセズ故ニ文部省ニ於テハ從來破格又ハ誤謬ト称セラレタルモノノ中慣用最モ弘キモノ数件ヲ挙ゲ之ヲ許容シテ在来ノ文法ト並行セシメンコトヲ期シ其許容如何ヲ国語調査委員会及高等教育會議ニ諮問セシニ何レモ審議ノ末許容ヲ可トスルニ決セリ依テ自今文部省ニ於テハ教科書検定又ハ編纂ノ場合ニモ之ヲ応用セントス

とあるように、それまで破格や誤謬とされてきた一部の用法を認めて、教科書に用いる際の基準となることを目的としている。⁽²³⁾十六の事項が許容されており、用例も示されている。ただし、漢文直訳として認められる例文は、以下の一事項に見えるのみである。

十六、「トイフ」トイフ語ノ代リニ「ナル」ヲ用キル習慣アル場合ハ之ニ從フモ妨ナシ
例ノイハユル哺乳獸ナルモノノ顔回ナルモノアリ⁽²⁴⁾

(二)『現行普通文法改定案調査報告之一』について

「許容事項」告示の翌三十九年一月に、国語調査委員会編『現行普通文法改定案調査報告之一』（日本書籍株式会社）が刊行された。⁽²⁵⁾ その緒言には、

本書ハ、曩ニ、本会ニ於テ決議セル応急取調事項中ノ一ナル、現行普通文体ノ改善ヲ計ルト云フ項ニ対シテ、補助委員大矢透ヨリ提出シタル報告書ノ一部ナリ。

本書ハ、調査未ダ完了セズ、且ツ本会ノ決議ヲ経タルモノアラズト雖モ、嘗テ文部大臣ヨリ諮問セラレタル、文法上許容ニ関スル事項ノ決議案ニ対シテ、参考トナルベキ点モ少ナカラザルヲ以テ、此度印刷ニ附シテ之ヲ世ニ公ニスルコトトシタリ。

とある。大矢透による「普通文法調査報告」と文部省が告示した「許容事項」との関係については島田康行の研究がある。⁽²⁶⁾ 島田は、「普通文法調査報告」について「普通文に新たな文法を制定するための準備としてまとめられたものであり、『許容』の内容は本書の提案を基として構成されている。本書の内容は必ずしも『許容』の合理性を裏付けるものではないが、『許容』の告示後に本書が公刊されたのは、『許容』各項に示された語法が単なる誤謬ではなく、史的変遷の結果であることを周知させる目的があったものと考えられる」と述べている。⁽²⁷⁾ 島田は

「普通文法調査報告」と「許容事項」とを比較して、その対応関係を、「改定／許容を提案した内容が、条件等の改変・付加を経て「許容」されたもの」「改定を提案した内容が、そのままに「許容」されたもの」「改定／許容を認めず、従来の文法に従うとした内容が、「許容」されたもの」「許容を提案した内容が、そのままに「許容」されたもの」の四種に分けている。⁽²⁸⁾ 島田の示した対応を参照しつつ、「普通文法調査報告」が訓読の用例を挙げる語法を調べると、「許容事項」の一、七、八、九、十、十四、十五、十六が該当し、その半数を占めている。⁽²⁹⁾

三、「漢文調査報告」と「許容事項」との比較

それでは、「許容事項」が「漢文調査報告」に反映されているのか否かを見ていきたい。「漢文調査報告」で利用できる用例が限られていることは既に述べたが、「許容事項」十六のうち、「漢文調査報告」に対応する用例が見られるのは、四、六、十二、十三、十五、十六である。⁽³⁰⁾ 以下、順に見ていく。

四、「コトナリ」（異）ヲ「コトナレリ」「コトナリテ」「コトナリタリ」ト用キルモ妨ナシ

「漢文調査報告」には、「其ノ勝各オノ異ナリ（其勝各異）」⁽³¹⁾

(適用ノ例…齊藤正謙) 一例が見られるだけである。なお、佐藤進は「訓読の終止形は、少なくとも明治末期までの訓読は「異なり」が普通であった。……「て」に続く場合は、少なくとも明治末期までの訓読は「異にして」が普通」と言う⁽¹⁸⁾。服部『清国通考』にも、「旗人ニ至リテハ情形頗ル異ナリ。」(百八頁。小字注は省略)「現在ハ会典ノ規定トハ異ニシテ」(六十八頁)等と見える。

六、「、セラル」トイフベキ場合ニ「、サル」ト用キル習慣アルモノハ之ニ従フモ妨ナシ

「漢文調査報告」では、添仮名法の第一「(甲) 受身ノ助動詞ニ該当スル漢字ニハ全部仮名ヲ附ス」に

以レ讒不_レ見_レ信_レゼ。

とある。『送仮名法』は主として漢字を活用語として読む際の法則を示したものであるが、受身の「見」の例には触れていないため、「漢文調査報告」で新たにこの項が立てられたものと考えられる。そして、ここでは正格が用いられている。なお、佐藤進は、「許容事項」の該当例を訓読では未見とする⁽³³⁾。

十二、てにをはノ「ト」ノ動詞、使役ノ助動詞、受身ノ助動詞、及、時ノ助動詞ノ連体言ニ連続スル習慣アルモノハ之ニ従フモ妨ナシ

「漢文調査報告」では、「諸公卿皆之ヲ然リトス(諸公卿皆然之)」「汝吾已ニ戦死セリト聞カバ(汝聞吾已戦死)」「正行ヒテ共ニ死セント請フ(正行請從共死)」「(以上、適用ノ例…日本外史)」「容ルト為スニ(為容)」「然リト雖モ(雖然)」「(以上、適用ノ例…韓愈)があり、すべて終止形接続で正格に該当する⁽³⁴⁾。

十三、語句ヲ列挙スル場合ニ用キルてにをはノ「ト」ハ誤解ヲ生ゼザルトキニ限り最終ノ語句ノ下ニ之ヲ省クモ妨ナシ

例ノ月ト花ノ宗教ト道德ノ関係ノ京都ト神戸ト長崎ヘ行ク最終ノ「ト」ヲ省クトキハ誤解ヲ生ズベキ例

史記ト漢書[㊦]ノ列伝ヲ読ムベシノ史記ト漢書ノ列伝[㊧]トヲ読ムベシ

佐藤進は、「訓読の例は未詳」とする。漢文では「A与B」の句形を「Aト_ト与_レB」と読むが、「漢文調査報告」には同じ句形に読み添えている例がない。ただし、適用ノ例の韓愈「從天

下之賢士、天下之諸侯」を「天下ノ賢士ト、天下ノ諸侯トヲ從ヘテ」と訓じており、「与」がないにも関わらず、文意から補って読んでいることが確認できる。僅か一例ではあるが、原文に「与」がない場合でも、最終の「ト」を省かずに読んでいることが明らかである。

十五、てにをはノ「モ」ハ誤解ヲ生ゼザル限リニ於テ「トモ」或ハ「ドモ」ノ如ク用キルモ妨ナシ

例ノ何等ノ事由アルモ（アリトモ）議場ニ入ルコトヲ許サズノ期限ハ今日ニ迫リタルモ（タレドモ）準備ハ未ダ成ラズノ経過ハ頗ル良好ナリシモ（シカドモ）昨日ヨリ聊カ疲勞ノ状アリ

誤解ヲ生ズベキ例

請願書ハ会議ニ付スルモ（ストモ）之ヲ朗読セズノ給金ハ低キモ（ケレドモ）応募者ハ多カルベシ

「普通文法調査報告」（四）は、大槻文彦『広日本文典』がこのような「も」の用法を固く禁じていると述べた上で、「サレドモ、中古ヨリ絶エテ之レニ類似セルモノ無キニハアラズ」と多数列挙する。その中で、以下の四点の訓読例を挙げる。⁽³⁵⁾

若シ有テ遺漏ノ事一須キモ二覚悟ス一挙之後不レ許ニ更ニ申コトヲ一

（三代格五ノ六十八）

十有三活^{イキモ}病人面^ラ兩頰^ラ顛赤^{キモ}ノハ五日死（医心方一）
子ノ曰ク^ク如シ有^{ルモ}二周公之才之美^{ナル}一（文明鈔本論語義疏述而）

縦^ヒ或ハ一人有^{ルモ}下唯^ク知^ル進^ムニ於^テ飲食^ヲ一不^レ知^ラレ^テ行^フコトヲ^レ敬^ヲ（同為政註）

また、大矢は

……、其習用ノ久シキコトハ白石、益軒等ハ勿論、古学者中殊ニ義門ノ如キモ往々ニシテ之ヲ用キ、現今ノ法令文、著書、新聞雜誌等ニ之ヲ用キルコトノ夥シキ、試ミニ、其新聞ノ何タルヲ問ハズ、取りテ之ヲ検スレバ、一篇ノ論說中、二三個以上此もヲ見出サザルモノナシ。既ニ斯クノ如クナル以上ハ、ソノ語格ノ合不合ハ姑ク之ヲ措キ、断ジテ本項ノ如ク、此もヲ以テ正格ト定ムベキハ当然ノコト、云フベシ。

と述べ、この語法が一般化していると指摘する。

「漢文調査報告」には、「一家之ヲ非トスルモ、力行シテ惑ハザル者ハ寡シ。一国一州之ヲ非トスルモ、力行シテ惑ハザル者ニ至リテハ、蓋（シ）天下一人ノミ。若シ挙世之ヲ非トスル

モ、力行シテ惑ハザル者至リテハ、則チ千百年ニ乃チ一人ノミ
 (一家非之、力行而不惑者寡矣。至於一國一州非之、力行而不
 惑者、蓋天下一人而已矣。若至於拳世非之、力行而不惑者、則
 千百年乃一人而已耳) (適用ノ例：韓愈) と見える。ここでは、
 正格ではなく「許容」される語法を用いている。

なお、服部の『清国通考』に「其後少シク中書省官制ヲ更改
 セルモ、大体ニ於テハ前記ノ如シ」(二頁)「軍機大臣ノ掌ルト
 コロハ、上記ノ諸件ニ渉ルモ、其本務ハ上諭ヲ擬撰シ、且之ヲ
 奉ジテ下ニ下スアルナリ」(十九頁)等、反接の「も」が使わ
 れている例が複数見られる。他方で、「……、議政王・大臣ハ
 アレドモ、政務一ニ内閣ニ帰シ、王命ヲ出納スルハ内閣ノ職ナ
 リキ」(三十六頁)「此風甚ダ盛ナリシヨリ、官屢バ之ヲ禁ジタ
 レドモ其効無シ」(百四十九頁)等、「ども」の使用も見られ
 る。

十六、「トイフ」トイフ語ノ代リニ「ナル」ヲ用キル習慣

アル場合ハ之ニ従フモ妨ナシ

例／イハユル哺乳獸ナルモノ／顔回ナルモノアリ

先にも述べたが、「許容事項」で唯一訓読文を挙げる事項で
 ある。「普通文法調査報告」(十四)では、『広日本文典』を引
 くが、大概はこの「なり」の語源は「にて、あり」であるか

ら、「顔回なる者あり」等は「顔回にある者」となるので「語
 を成さず」、

古訓点ニハ顔回ト云者、ナドトアリ。(顔回ナル者、)ナドト
 アルハ、一齊点ナドノ妄訓ナリ

として、「顔回なる者あり」という訓読を批判している。これ
 に対して、大矢は「なる」が「といふもの」「といへるもの」
 の意味で用いられるのは徳川中葉以後のことだとして、「伴蒿
 蹊等ノ文後藤点一齊点ノ論語ノ訓点ナド」を引く。その中、訓
 点から挙げられているのは

孔子対曰有リニ顔回ナル者ニ好ムレ学ヲ (後藤点及ヒ一齊点論
 語)

嬖人有ニ威倉ナル一者沮レ君 (同上孟子)

の二例である。これは、ともに「有+固有名詞+者」の形であ
 る。

「漢文調査報告」では、添仮名法第二「添附シテ読ムヘキ語ハ
 送仮名ノ形トシテ記スヘシ」の(一)に

有ニ姓楠トイフ者。

とある。出典は『日本外史』巻五の「豈有姓楠者乎」であると考えられ、「漢文調査報告」に必要な部分のみ抽出しているようである。この(一)にともに挙げられているのは、「柳^ハ緑」「万死^モ猶^モ輕」であり、名詞・固有名詞に読み添える例を示していると考えられる。「漢文調査報告」には、この他に「有⁺固有名詞⁺者」の文例が見えない。「固有名詞⁺者」の用例としては、添仮名法第一(前引)の(乙)に

也ヲ「ヤ」、者ヲ「ハ」、與ヲ「ヨリ」ト訓スル場合ニハ
各々全部仮名ヲ附シ由、自、従ヲ「ヨリ」ト訓読スル場合
ニハ最後ノ一音ヲ附ス

とある(二)に

韓信者^ハ淮陰人也。

の例を挙げている。「者」を「ハ」と読む事例は、他に「彼ノ伯夷叔齊ハ(彼伯夷叔齊者)」「今世ノ所謂士ハ(今世之所謂士者)」「(適用ノ例・韓愈)と見える⁽³⁸⁾。後者は、「イハユル哺乳獸ナルモノ」に類する句形であるが、ここでは主題を提示する「ハ」として読んでいる。また、「伯夷ノ若キ者ハ(若伯夷者)」

は二見するが、これは「若」から「者」に接続する際に「者」を形式名詞として読んで上を承けたものと考えられる。これらの例文からは、固有名詞ともに「有」を伴う場合は「トイフ」を添え、「有」がない場合には「者」を「ハ」と訓じ、また文の構造によっては「トイフ」「ナル」を用いずに「もの」と読む場合があることがわかる。語の配置、修飾構造等によって読み方が異なっている⁽³⁹⁾。

また、羅工洙は、明治期の漢文教科書について、「ナル」よりも「トイフ」の使用例の方が多し⁽⁴⁰⁾と、明治期の『論語』諸本の訓点については、明治初期の資料に「ナル」が多用され、後期の資料では「トイフ」の方が多用されるとする⁽⁴¹⁾。これを踏まえると、「漢文教授調査報告」における「トイフ」の採用は、明治期の趨勢に従ったものと言えるのかもしれない。ただし、上述のように「者」が承けている語の構造等によっても読み分けられており、この点を踏まえた検討が必要である。

なお、吉川泰雄は国文中の「なる」の用例を挙げる中で、頼山陽の書簡二点を掲出している⁽⁴²⁾。読者の読み方とは別に、『日本外史』の作者頼山陽がどのような訓読を想定していたのかについても、検討の余地がある⁽⁴³⁾。

また、服部『清国通考』には「都察院ナルモノハ、察覈常整飭綱紀ヲ以テ其職トナスモノナレバ(以下略)」「(三十九頁)」「即チ現今ノ奏定学堂章程ナルモノ是ナリ」(七十七頁)と「ナ

ルモノ」の例が見える。これに対して、「トイフモノ」の例は「称シテ国土監ト云フモノ即チ（以下略）」（七十八頁）等、「ナルモノ」に置き換えられない語として使われている。服部の普通文における「ナルモノ」「トイフモノ」の使い分けについては、更なる調査が必要であるが、自身が使用している「ナルモノ」を「漢文調査報告」において採用しなかったことは、それが意識的になされたことを示唆しているのではなからうか。つまり、正格を意識したということである。

以上に述べたことをまとめる。四、六、十二、十三、十六に関しては許容される語法ではなく、正格に従っていることがわかった。さらに、十六の例からは、同じ「者」でも文に応じて読み分けられていることが認められた。十五のみは正格ではなく「許容事項」に従っているが、おそらくは大矢が指摘するようにこの語法が浸透していたことの表れなのであろう。

結語

本稿では、まず明治期の後半に公的に認められた普通文という文体は、漢文の書き下し（漢文直訳）を包摂する概念であり、漢文訓読とは密接な関係にあることを確認した。そのことは、「漢文調査報告」が準拠する国語調査委員会編『送仮名法』

や、それに関わった芳賀矢一『明治文典』によって示されている。報告者である服部宇之吉自身も普通文を書き続けていた。当時は、現在よりも訓読と書き言葉とが近接しており、明治の訓読を理解するには、普通文についても考慮する必要があるものと考えられる。

そして、用例数の制約はあるが、「漢文調査報告」に見える「許容事項」で扱われている事項を調査したところ、基本的に正格を採用しており、「許容事項」の十五のみ「許容」される語法に従っていることが認められた。ただし、「許容事項」十五の「も」の語法は、大矢によれば正格として認めうる語法であり、服部自身も普通文に多用していることから、一般化していたと見てよいのではなからうか。

本稿での考察を踏まえると、「漢文調査報告」には「許容事項」が指摘する普通文に見える破格や誤謬とされる語法はほぼ採用されていないと言える。「許容事項」と比較することによって、「漢文調査報告」の訓読が文法的正確さを重視する傾向にあることが指摘できる。ただし、「許容事項」の対象として認められなかった破格や誤謬の表現も存在するであろうし、漢文と普通文、漢文と和文との位相による語法の違いということも考えうることである。本稿での考察結果はあくまでも傾向として捉えておく。

本稿では、「漢文調査報告」に当時の普通文が影響している

のかを、「許容事項」を用いて考察したが、同時代の諸本における訓点・訓読との比較によっても「漢文調査報告」の訓読の方針が見えてくるであろう。この点については稿を改めて論じたい。

注

- (1) 本稿では、主として戦前の資料については和暦を用い、参考文献等には西暦を用いる。
- (2) 「江戸時代の訓法と現代の訓法」〔講座日本語学7 文体史 I 明治書院、一九八二〕
- (3) 山本正秀『近代文体発生の史的研究』（岩波書店、一九六五）、見坊豪紀『明治時代の文語文―普通文ができるまで―』（『言語生活』七四、一九八五）等参照。
- (4) 鈴木直治『中国語と漢文』（中国語研究学習双書、光生館、一九七五）、注（2）前掲大島晃がある。また、拙稿「漢文教授ニ関スル調査報告」の基礎的研究」（『日本漢文学研究』十四、二〇一九）では主としてその特色を論じた。
- (5) 『訓読法から見た近代の文章研究』（東北大学博士学位論文、二〇〇〇）
- (6) 「文法上許容ニ関スル事項」と漢文訓読」（『開篇 中国語学研究』三五、二〇一七）
- (7) 島田康行「解説」（『日本語文法研究書大成 現行普通文法改定案調査報告之二』勉誠出版、二〇〇〇）参照。
- (8) 東京堂出版、二〇一八。
- (9) 以下、『送仮名法』の引用は、同年の翻刻版（国立国会図書館デジタルコレクション）による。<https://dl.ndl.go.jp/pid/99257719>

- (10) ぎょうせい、二〇〇六。
- (11) 注（10）前掲書、第二章国語調査の開始と初期の成果、第一節国語調査委員会
- (12) 『文章世界』第一卷第三号、明治三十九年五月。
- (13) 以下、引用は、近代教科書デジタルアーカイブによる。<https://nierlib.nier.go.jp/lib/database/KINDAI/EG2007004/9/900330924.pdf>
- (14) 『明治文典』については、森田真吾「文法教育史における芳賀矢一」（『人文科教育研究』二六、一九九九）を参照。
- (15) ともに人口に膾炙した文であるが、それぞれ（へ）『荀子』勸学篇、（ト）張継楓橋夜泊による。なお、四十一年再訂版では、（ロ）（ト）が変更になり、（リ）が増えたが、漢文由来の例文は（へ）のみとなった。
- (16) 前者は『論語』里仁篇に基づくが、原文には「也」がない（子曰、朝聞道、夕死可矣）。後者は同雍也篇の抜粋である（子曰、知者楽水、仁者乐山。知者動、仁者静。知者楽、仁者壽。）
- (17) 『送仮名法』はその内容上例文が少なく、漢文由来の例文は以上二点であるが、この他にも漢文由来の語が多々見られる。
- (18) 『実用明治文典』（富山房。教科書図書館蔵）。その例言に「編者曩に中学教科用に供する為、明治文典を刊行せしに、幸に大方の歓迎を受けたり。今回中学教科目の改正に基づき、現代文典上下二巻となし、尚別に本書一巻を編成せり。本書は主として実業学校又は独習用の目的に出でたるもの（以下略）」とある。『現代文典』（明治四十四年、富山房）で

- は、前掲の練習一の例文はさらに入れ替えられたが、(へ)の『荀子』由来の例文は、(ホ)教育勅語の一文等とともに残っている。なお、『現代文典』は四十五年まで刊行が確認される(国立国会図書館サーチによる。筆者未見)。
- (19) 普通文衰退の過程は、主として言文一致体(口語文)の発達、普及の観点から述べられる。注(3)山本正秀前掲書では、「言文一致運動を中核とした日本近代文体形成の歴史の終わり」を、狭義には新聞の全紙面言文一致化を経た大正十一年、広義には敗戦を承けて憲法、公用文等が口語体を用いた昭和二十一年としている(三十三頁)。後述するように、服部宇之吉のように昭和に入っても全面言文一致化が終了していない人物もあり、普通文の具体的な衰退過程を辿ることは今後の課題である。
- (20) 『斯文』の同じ号の平野彦次郎の論説も口語文である。また、同号に三つある雑録のうち二つが口語文、残り一つは普通文で、彙報欄には口語文もあるが普通文の方が多い。『斯文』における文体の統一はこの時点ではなされていないようである。
- (21) 出版は没後であるが、自序は昭和十四年五月付である。
- (22) 土居光知『日本語の姿』(改造社、昭和十八年)所収「句読点に就いて」では、「手紙の文章に…」の一文を「手紙の文章に句読点を付ける人も殆んどいない」に改めている。
- (23) 島田康行「国定国語読本における『文法上許容スベキ事項』の適用状況」(『人文科教育研究』第二五号、一九九八年)、同「国定国語読本における「文法上許容スベキ事項」の適用状況(二)―その推移と背景―」(『人文科教育研究』第二六号、一九九九年)によれば、「許容事項」の全ての事項が国定教科書に適用されたわけではないという。
- (24) 『論語』雍也篇「孔子対曰、有顔回者好学、云々」他。
- (25) 引用は『日本語文法研究書大成 現行普通文法改定案調査報告之二』(勉誠出版、二〇〇〇年)による。
- (26) 注(7)前掲「解説」、明治期における文語文法改定の試み―「現行普通文法改定案調査報告之二」再考―(『文藝言語研究・言語篇』三八、二〇〇〇)
- (27) 注(7)前掲書「解説」十一頁。
- (28) 注(7)前掲書「解説」七頁。
- (29) なお、注(6)前掲佐藤進が訓読の例を挙げているのは、一、四、七、十、十三、十六である。
- (30) 以下にその他の事項についても述べておく。一の「居リ」「恨ム」「死ヌ」ヲ四段活用ノ動詞トシテ用キルモ妨ナシについては、「漢文調査報告」には、「居リ」「恨ム」の語はみえないが、「死ヌ」ではなく「死ス」が用いられている(用例は省略。以下同じ)。なお、「普通文法調査報告」は「居リ」については漢文の訓点を例示しているが、「死ぬ」に関して訓点の例は挙げていない。二の「シク・シ・シキ」活用ノ終止言ヲ「アシシ」「イサマシシ」ナド用キル習慣アルモノハ之ニ従フモ妨ナシ」は該当例が見えない。三の「過去ノ助動詞「キ」ノ連体言ノ「シ」ヲ終止言ニ用キルモ妨ナシ」については、「キ」の終止形を文末に用いている例が見える。五の「、、セサス」トイフベキ場合ニ「セ」ヲ略スル習慣アルモノハ之ニ従フモ妨ナシ」、六の「、、セラル」トイフベキ場合ニ「、、サル」ト用キル習慣アルモノハ之ニ従フモ妨ナシ」の例も見えない。注(6)前掲佐藤進は、五について「訓読では使役の「す」「さす」はほとんど

- (31) 「漢文調査報告」の例文は漢文に訓点が付される形で提示されているが、本稿では普通文つまり文体との関係を考察するため、表記上書き下すことが可能な例文は漢字カナ交り文に直して引用する。「普通文法調査報告」の引用も同様にする。
注(6)前掲。
- (32) 注(6)前掲。
- (33) 注(6)前掲。
- (34) 「曰ク、…ト」の形は除く。
- (35) 出典表記は原文では小字双行。また、合成仮名は現代の字体に改めた。以下同じ。
- (36) 傍線は筆者が付した。(シ)は補った。

- (37) 『孟子』は、「威」を「臧」に作る。
- (38) 『官報』では、「彼伯夷叔斉者」の「者」の下に「ハ」とあるが、「斉」に「ナル」「トイフ」と送られていなければ「者」を「もの」とは読めない。活字のズレと判断する。
- (39) 春日和男『なる』の意味変化―『文法上許容ニ関スル事項一六』の場合―(『語文研究』一八、一九六四)は、四書の訓点を調査している。春日によれば、加点者による違い、同じ訓点本での違い等が見られるが、中国語の「者」の用法と日本語表現のズレにも留意する必要がある。本稿では、「許容事項」との対照に論点を絞るため、「者」の訓読についての検討は今度の課題とする。
- (40) 注(5)前掲論文二十二～二十三頁。
- (41) 注(5)前掲論文四十五頁。
- (42) 「顔回なる者」(『近代語誌』角川書店、一九七七〔初出は『国語研究』第二四号、一九六八〕)
- (43) 参考までに、岩波文庫『日本外史』旧版(頼成一訳、昭和十一年)は「漢文調査報告」が例示している「有姓補者」の個所を「といふ者」と読んでいるが、同新版(頼成一・頼惟勤訳、一九七六)は「なる者」と改めている。巻五の「固有名詞+者」を調査したところ、旧版はすべて「といふ者」と読んでいたが、新版では「といふ者」「なる者」が混在している。

付記

本稿は、令和四年度國學院大學国内派遣研究員としての成果の一部である。